

2015 年度 派遣交換留学生 募集要項（法学研究科学生対象）

2014 年 10 月 17 日

大学院法務研究科

大学院法学研究科

下記機関との学生交流協定に基づき、2015 年度の交換留学プログラムに参加を希望する成績優秀な学生（正規生対象）を募集します。

【1】派遣先機関

No	機関	所在地	コース		備考 下記参照
1	Columbia Law School	New York		Non-degree	
2	Cornell Law School	New York	LL.M.	Non-degree	(1)
3	Duke University School of Law	North Carolina		Non-degree	
4	Fordham University School of Law	New York	LL.M.	Non-degree	(1),(7)
5	University of Illinois College of Law	Illinois	LL.M.	Non-degree	(1),(7)
6	University of Michigan Law School	Michigan	LL.M.	Non-degree	(1),(7)
7	University of Pennsylvania Law School	Pennsylvania	LL.M.	Non-degree	(1),(7)
8	Stanford Law School	California		Non-degree	(7)
9	University of Virginia School of Law	Virginia	LL.M.	Non-degree	(1),(7)
10	University of Washington School of Law	Washington	LL.M.	Non-degree	(1),(6),(7)
11	University of California Hastings College of the law	California	LL.M.	Non-degree	(1),(7)
12	Osgoode Hall Law School of York University	Toronto Canada	LL.M.	Non-degree	(1)
13	Bucerius Law School	Hamburg Germany		Non-degree	(2),(7)
14	University of Osnabruck	Osnabruck Germany		Non-degree	
15	Université Pantheon-Assas Paris II	Paris France		Non-degree	(3)
16	法務部司法官学院	台湾		Non-degree	(4),(7)
17	国立台湾大学	台湾		Non-degree	(4),
18	台湾国立政治大学法学院	台湾		Non-degree	(4),(8)
19	梨花女子大学	韓国		Non-degree	(5)
20	上海交通大学凱原法学院	中国		Non-degree	(8)

- (1) LL. M. コースについては、早稲田大学から推薦された学生であっても、派遣先機関が通常の入学選抜手続により入学者を選考するという形式をとります。なお、Columbia Law School、Stanford Law School、Duke University School of Lawは、この留学プログラムによるLL. M. コースへの学生の受入れを行っていません。
- (2) Bucerius（独）は、秋学期のみの派遣となりますが、最低1年間法学を勉強し、成績優秀であることが条件となります。
- (3) Université Pantheon-Assas Paris II への派遣の場合、法律科目の講義を受講し、学業を修めるために必要なフランス語の能力が要求されます。
- (4) 台湾への派遣の場合、法律科目の講義を受講し、法律事務所等エクスターン先でのコミュニケーションが円滑にできる程度の中国語の能力が必要となります。原則として、法務部司法官学院への派遣期間は春季休業中の約3週間、国立台湾大学への派遣期間は1セメスターです。

- (5) 梨花女子大への派遣の場合、法律科目の講義を受講し、学業を修めるために必要な韓国語の能力が要求されます。また、原則として、派遣期間は1セメスターです。
- (6) University of Washington Law School は、早稲田大学に授業料を納めていても、University of Washington Law School の授業料を別途支払う必要がありますので、ご注意ください。
- (7) 法務研究科の学生のみ申請が可能で、法学研究科の学生は申請できませんので、ご注意ください。
- (8) 法学研究科の学生のみ申請が可能で、法務研究科の学生は申請できませんので、ご注意ください。

【2】応募要領

提出書類：1) 志願票（①派遣希望機関、②個人調書、③志望動機書、④学修/研究計画書）

※フランス・台湾・韓国・中国への派遣を希望する場合、志願票は全て日本語と当該外国語によるものの2部を作成してください。

2) TOEFL スコア

※フランスへの派遣希望者はフランス語、台湾・中国への派遣希望者は中国語、韓国派遣希望者は韓国語の能力を証明するものをご提出ください。

提出締切：2014年11月3日（月）午後5時【厳守】

提出場所：大学院法務研究科事務所（27号館1階）レポートボックス

【3】選考基準・手続等

- ・TOEFL スコアは、100点（iBT）以上が必要となります。（上海交通大学凱原法学院への留学希望者は、85点以上が必要です）
- ・法務研究科教員にて構成される国際交流委員会において、書類選考および面接試験（英語、場合によっては日本語）を行い、両者の結果を勘案して推薦派遣学生を決定します（フランス・台湾・韓国派遣の場合には、それぞれフランス語、中国語、韓国語による面接を行います）。
- ・大学院入学後の成績も加味したうえで、推薦派遣学生として適任ではないと判断された場合には、書類選考の段階で選外となることがあります。
- ・面接試験は11月12日（水）～14日（金）頃を予定しております。日程は、書類選考を通過した方に個別にお知らせします。
- ・推薦派遣学生数は、原則として、各校1名です。ただし、選考の結果、適任者なしとして派遣をしないこともあります。
- ・推薦決定後は、各自の責任において、派遣先大学への入学申請手続、査証の取得、その他必要な手続をしていただくことになります。派遣決定後、決定者対象のガイダンスを開催する予定です。
- ・法務研究科の学生が2015年度末進級が決定した場合は、交換留学の派遣は認められません。
- ・派遣期間中の学費は、早稲田大学に支払わなければなりません。
- ・派遣期間終了後は、必ず早稲田大学に復学しなければなりません。
- ・修得した単位は、帰国後の審査で適当と認められる場合、早稲田大学の単位として認定されます。

【4】ご注意

各協定校との協定内容は、今後変更になる場合もあります。変更があった場合は、その都度、法務研究科教育研究支援システム（TKC）または掲示版にてお知らせします。

以上

【問合せ先】法務研究科事務所

Tel. 03-5286-1678 / Email. law-school-gakumu@list.waseda.jp